

すべての住宅への設置が義務化されました

住宅用火災警報器は設置されましたか？

消防法の改正により、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅火災により発生した犠牲者の多くは、逃げ遅れによるものであり、そのうち高齢者が半数以上を占めています。火災の被害を最小限にするためにも、住宅用火災警報器を早期に設置することが重要です。



■**寝室階段に設置しましょう**
住宅用火災警報器の設置状況調査の結果、多くのご家庭で寝室に設置されていないことが分かりました。就寝中の火災で逃げ遅れによる犠牲者が多く発生しています。火災を早期に発見し、避難できるように寝室・階段に住宅用火災警報器を設置しましょう。

信号を受け、住宅全体に火災の発生を知らせます。
■お問い合わせ
飯山消防署 ☎0119
庶務課 消防防災係
☎03111 内線3309

■**住宅用火災警報器の種類を機能**
住宅用火災警報器は大きく分けて、煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」の2種類があります。原則は、煙式の警報器を設置しますが、台所に設置する場合は熱式の感知器を設置しましょう。また、住宅用火災警報器に

学校へ行きにくい小中学生のための中間教室
飯山市子どもサポートホームのお知らせ
飯山市子どもサポートホームは、学校へ行けない状態が続いている小・中学生のための中間教室です。
「学校へ行く」と思っても頭やお腹が痛くなったり、気分が悪くなったりして、どうしても学校へは気持ち向かない人、誰かに会うのはすごく緊張する人、家から出るのが怖い人、学校の先生や友達とも会いたくない人、そんな人のために飯山市子どもサポートホームがあります。
この教室では元気を蓄え、自分のペースでできそうなこ

とからチャレンジして、自信を育てていきます。
また、学校とも連携していただきますので、可能な範囲で学校の授業や行事にも参加できます。
なお、サポートホームへの参加は、学校の出席日数にもなりません。詳しくは左記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
子ども課 学校教育係
☎03111 内線361
飯山市子どもサポートホーム
☎02841

対象となる方は受給者証の更新手続きを

飯山市福祉医療費特別給付金

飯山市福祉医療費特別給付金とは、乳幼児・母子家庭・父子家庭・障害のある方などが、医療機関で診療を受けたり薬局で調剤を受けた場合などに、窓口で支払った自己負担金を後でお返し（償還払い）するものです。

■**今回の更新手続き対象者**
母子家庭・父子家庭・障害のある方
■**日 時**
7月12日(月)以降(随時受付)
■**受付場所**
市役所1階 保健福祉課
(一番奥左手6番窓口)
■**持ち物**

- ①各種手帳(身体・療育・精神) ※精神2級および3級手帳の方は「自立支援医療受給者証」
- ②保険証
- ③印かん
- ④更新通知
- ⑤所得証明書(平成22年1月2日以降に飯山市に転入された方のみ)

在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担を軽減

特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担軽減のため、障害者福祉手当・障害児福祉手当を支給します。(※いずれも在宅の方が対象で、施設に入所されている方などは対象となりません)

■**特別障害者手当**
支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者(身体障害者手帳1級程度の障害が2つ以上あるか、こ

れと同程度以上の障害がある人など。内部障害重複は除く)
・支給額 2万6440円/月額
・支給制限 入院または施設に入所している場合、および本人、配偶者、扶養義務者の所得額が限度額を超える場合は支給されません。

■**障害児福祉手当**
支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害者(身体障害者手帳1級および2級の一部の障害児、療育手帳A1の一部の重度障害児、

またはこれらと同程度以上の障害がある人など)
・支給額(月額) 1万4380円
・支給制限：施設などに入所している場合、および保護者などの所得額が限度額を超える場合は支給されません。
いずれもお申し込みが必要
です。詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。

子どもができずに治療を受けている方への補助「こうのとりのり支援事業」のご案内

子どもができずに治療を受けているご夫婦に対し、1年度あたり20万円を限度に5年間、生殖医療(不妊治療)に要した保険適用外医療費の一部を補助します。

- 対象者**(次の①~④すべてに該当する方)
①法律上の婚姻をしている夫婦であって、飯山市に引き続き1年以上住所を有すること
②市税等の滞納がないこと
③医療保険に加入していること
④長野県不妊治療費助成事業の助成を受けられない方(県事業該当の場合は県助成を受けていただきます)
※ただし、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母、借り腹による不妊治療は除きます。

■お問い合わせ
保健福祉課健康増進係 ☎62-3111 内線182

ウォーキングしながらエコ活動

住民の皆さんに環境美化と健康増進への認識を深めてもらうと、今年で2回目となる「ごみ0健康ウォーキング」が6月5日(日)開催され、一般参加者や協賛企業、行政関係者約50名が参加しました。

未明からの雨も開会式の午前8時には上がり、市役所から道の駅千曲川までの4kmコースと、道の駅千曲川湯滝温泉までの7.5kmコースにわかれた参加者は、それぞれ国道117号線沿いのごみを拾いながら歩き、途中から



は講習を受けたノルディックウォーキングやウォーキングで汗を流していました。ウォーキングの後には、温泉入浴健康法講座やエコパーク寒川の見学なども行われました。